

日 住 協 第 3 3 6 号
平成 2 5 年 2 月 8 日

会 員 各 位

一般社団法人 日本住宅建設産業協会
流通委員長 濱 田 繁 敏

改正犯罪収益移転防止法における確認記録（個人用・法人用）について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、改正犯罪収益移転防止法が4月1日より施行されることに伴い、当協会ほかで構成する不動産における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会では、「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック」の改訂版を作成し、3月には各正会員宛に1部ずつ郵送をさせていただきます。

しかしながら、各社で改正法施行に向けた準備を適切に行っていただく観点から、ハンドブックに掲載されている確認記録を事前に送付させていただきます。

なお、確認記録はExcel形式も用意されていますので、下記のホームページからダウンロードしていただくか、事務局宛お問い合わせください。 敬 具

問合せ先 原田 TEL 03 - 3511 - 0611

E-mail tk-hd@post.sannet.ne.jp

1 . 送付資料

- (1) 確認記録（個人用）3枚
- (2) 確認記録（法人用）3枚

2 . 参考ページ

- (1) 犯罪収益移転防止法等連絡協議会（不動産流通近代化センター）

<http://www.kindaiika.jp/shien/maneron>

- (2) 不動産におけるマネー・ローンダリング対策（国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000025.html

* 従前の「本人確認記録」の様式に、「取引目的」、「職業」を追加して、使用することも出来ます。

犯罪収益移転防止法 第6条の規定に基づく「確認記録」(参考様式)

保存期間 7年

個人用

取引時確認を行った取引の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 売買	No.		取引時確認を行った者		確認記録を作成した者	
----------------	--	-----	--	------------	--	------------	--

* 下表については、項目の選択で複数に該当する場合、該当する全ての に点を記入して下さい。

1. 顧客の確認							
本人特定事項	(フリガナ)氏名				住居		
	生年月日	昭和・平成 西暦	年	月	日生		
	通称名を用いる場合	通称名				理由	
本人確認書類	[A]	運転免許証 / 運転経歴証明書 健康保険証 / 国民年金手帳 住民基本台帳カード (氏名、住居、生年月日の記載があるもの) パスポート / 乗員手帳			在留カード / 特別永住者証明書 印鑑登録証明書 官公庁発行書類(写真有) 外国政府・国際機関発行書類(写真有) その他		[B]
							取引関係文書を転送不要郵便等で送付 住民票の写し又は記載事項証明書 戸籍謄本 又は 抄本 官公庁発行書類(写真無) 外国政府・国際機関発行書類(写真無) その他
	現住居を確認した 補充書類	本人確認書類 公共料金の領収書 社会保険料の領収証書			国税・地方税の領収書・納税証明書 官公庁発行書類 外国政府・国際機関発行書類		その他
	本人確認書類に 現在の住居の記載 がない場合	(名称)			(発行者)		(記号番号)
取引目的	買主	居住用	事業用	投資用	セカンドハウス	その他 ()	申告を受けた日付 (確認を行った日付) 年 月 日
	売主	買い替え用	転勤	資産売却	相続対策	その他 ()	
職業		会社役員 / 団体役員	会社員 / 団体職員	公務員	自営業		申告を受けた日付 (確認を行った日付) 年 月 日
		無職	その他()				
確認方法	対面取引	原本の提示を受けた日付 / 時刻 年 月 日 時 分			本人確認書類(写し)の添付		[B]の場合の取引関係文書交付方法 / 日付
	非対面取引	原本又は写しの送付を受けた日付 年 月 日			有 無		送付 直接交付 年 月 日

2. 代理人の確認							
本人特定事項	(フリガナ)氏名				住居		
	生年月日	昭和・平成 西暦	年	月	日生		
	顧客との関係	同居親族又は法定代理人 委任状等 TEL・FAX・mailでの確認 その他()					
	顧客のために取引の任に 当たっていると認められた理由						
本人確認書類	[A]	運転免許証 / 運転経歴証明書 健康保険証 / 国民年金手帳 住民基本台帳カード (氏名、住居、生年月日の記載があるもの) パスポート / 乗員手帳			在留カード / 特別永住者証明書 印鑑登録証明書 官公庁発行書類(写真有) 外国政府・国際機関発行書類(写真有) その他		[B]
							取引関係文書を転送不要郵便等で送付 住民票の写し又は記載事項証明書 戸籍謄本 又は 抄本 官公庁発行書類(写真無) 外国政府・国際機関発行書類(写真無) その他
	現住居を確認した 補充書類	本人確認書類 公共料金の領収書 社会保険料の領収証書			国税・地方税の領収書・納税証明書 官公庁発行書類 外国政府・国際機関発行書類		その他
	本人確認書類に 現在の住居の記載 がない場合	(名称)			(発行者)		(記号番号)
確認方法	対面取引	原本の提示を受けた日付 / 時刻 年 月 日 時 分			本人確認書類(写し)の添付		[B]の場合の取引関係文書交付方法 / 日付
	非対面取引	原本又は写しの送付を受けた日付 年 月 日			有 無		送付 直接交付 年 月 日

今回行う取引が「ハイリスク取引」に該当する場合、前頁の確認に加え、下表に掲げる内容の確認も必要になります。

- * ハイリスク取引とは.....犯罪収益移転防止法では、以下の から のいずれかに該当する取引を「ハイリスク取引」として指定しています。
取引の相手方が、その取引の基となる継続的な契約の締結に際して行われた取引時確認に係る顧客又はその代表者等になりすましている疑いがある場合の取引
その取引の基となる継続的な契約の締結に際して行われた取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客又は代表者等との取引
マネー・ロンダリング対策が十分ではないと認められる特定国等(イラン及び北朝鮮)に居住し、又は所在する顧客との取引
- * 、 に該当する取引とは、宅地建物の売買では、所有権の移転登記を受けようとする者が買主になりすましている疑いのある場合等が考えられます。
- * 、 に該当する場合、関連取引時確認に用いた書類とは異なる本人確認書類及び補完書類で確認する必要があります。

取引時確認を行った取引の種類	No.	取引時確認を行った者	確認記録を作成した者
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項			

3 - 1 . ハイリスク取引の場合の確認 (顧客の確認)

追加で行う本人特定事項の確認	確認書類	(名称)		
		(発行者)	(記号番号)	
	確認した日付	(対面取引の場合)	原本の提示を受けた日付	年 月 日
		(非対面取引の場合)	原本又は写しの送付を受けた日付	年 月 日
現住居を確認した補完書類 本人確認書類に現在の住居の記載がない場合	確認書類	(名称)		
		(発行者)	(記号番号)	
	確認した日付	(対面取引の場合)	原本の提示を受けた日付	年 月 日
		(非対面取引の場合)	原本又は写しの送付を受けた日付	年 月 日
資産・収入の状況に係る確認	確認書類	(名称)		
		(発行者)	(記号番号)	
	確認した方法		(確認日付)	年 月 日
本人確認書類の提示又は写しの送付を受けた日と異なる日に確認を行った場合のその日付			年 月 日	

3 - 2 . ハイリスク取引の場合の確認 (代理人の確認)

追加で行う本人特定事項の確認	確認書類	(名称)		
		(発行者)	(記号番号)	
	確認した日付	(対面取引の場合)	原本の提示を受けた日付	年 月 日
		(非対面取引の場合)	原本又は写しの送付を受けた日付	年 月 日
現住居を確認した補完書類 本人確認書類に現在の住居の記載がない場合	確認書類	(名称)		
		(発行者)	(記号番号)	
	確認した日付	(対面取引の場合)	原本の提示を受けた日付	年 月 日
		(非対面取引の場合)	原本又は写しの送付を受けた日付	年 月 日

(参考) 取引記録(犯罪収益移転防止法第7条、同法施行規則第21条)

確認記録のNo.	
取引の年月日	年 月 日
取引の種類(取引形態)	
取引に係る財産の価額	
財産の移転元又は移転先の名義	

* 犯罪収益移転防止法第7条に基づく取引記録の記載事項は、宅地建物取引業法第49条に基づく帳簿(いわゆる取引台帳)の記載事項で網羅されていると考えられますが、両者の記載事項には若干の差異がありますので、記載漏れの無いよう十分にご注意願います。

備考1 添付資料又は本人確認書類の写しを確認記録に添付する場合、当該書類に記載がある事項については確認記録への記載を省略できます。

備考2 「本人確認書類」の欄は、以下を参考に、該当する項目の にし点を記入してください。
 [B]欄の書類については、原本提示を受けた場合でも別途取引関係文書を転送不要郵便等で送付する必要があります。

A	運転免許証 運転経歴証明書	運転経歴証明書（道路交通法第104条の4第5項）は、H24.4.1より本人確認書類に追加されました。
	健康保険証 国民年金手帳	健康保険証に該当するものは次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険 ・ 健康保険 ・ 船員保険 ・ 後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証 ・ 健康保険日雇特別被保険者手帳 ・ 国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証 ・ 私立学校教職員共済制度の加入者証 * 当該自然人の氏名・住居・生年月日の記載があるものに限ります。
	住民基本台帳カード	氏名・住居・生年月日の記載があるものに限ります。
	パスポート 乗員手帳	氏名・住居・生年月日の記載があるものに限ります。 * 「乗員手帳」は、出入国管理及び難民認定法第2条第6号に規定される手帳です。
	在留カード 特別永住者証明書	入管法等の改正により、在留資格をもって日本に中長期間に在留する外国人及び特別永住者は、従来までの「外国人登録証明書」に代えて「在留カード」又は「特別永住者証明書」を所持することになりましたので、同法施行日のH24.7.9より、これらの書類が本人確認書類として活用されることとなりました。 なお、従来の「外国人登録証明書」も、同法施行後の一定期間（一部を除き、最長でH27.7.8迄）は「在留カード」等とみなされ、引き続き本人確認書類として活用できます。
	印鑑登録証明書	本取引の申込み・承諾に関する書類に顧客が押印した印鑑に係る証明書が対象となります。
	官公庁発行書類 (写真有)	官公庁から発行され、又は発給された書類、その他これに類するもので、氏名・住居・生年月日の記載があり、かつ当該官公庁によりその者の顔写真が貼付されているものに限ります。（例：宅地建物取引主任者証 など）
	外国政府・国際機関 発行書類(写真有)	日本政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類、その他これに類するもので、氏名・住居・生年月日の記載があり、かつ発行機関によりその者の顔写真が貼付されているものに限ります。 * 国際機関には、国際連合やIMF（国際通貨基金）、世界銀行等の機関が含まれます。
	その他	「本人確認書類」の[A]欄の ~ のほか、以下の書類も本人確認書類として活用できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当証書 / 特別児童扶養手当証書 ・ 母子健康手帳 ・ 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 療育手帳 ・ 戦傷病者手帳
B	住民票の写し又は 記載事項証明書	「住民票の記載事項証明書」とは、地方公共団体の長が住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類のことをいいます。
	戸籍謄本又は抄本	抄本は、戸籍の附票の写しが添付されているものに限ります。
	官公庁発行書類 (写真無)	官公庁から発行され、又は発給された書類、その他これに類するもので、氏名・住居・生年月日の記載があるものに限ります。
	外国政府・国際機関 発行書類(写真無)	日本政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類、その他これに類するもので、氏名・住居・生年月日の記載があるものに限ります。
	その他	「本人確認書類」の[B]欄の ~ のほか、以下の書類も本人確認書類として活用できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録証明書 * 本取引の申込み・承諾に関する書類に顧客が押印した印鑑以外の印鑑に係る証明書

備考3 「現住居を確認した補充書類」の欄は、以下を参考に、該当する項目の にし点を記入してください。

公共料金の領収書	日本国内で供給される電気・ガス・水道等に係る料金の領収書のほか、固定電話の利用料金やNHKの受信料にかかる領収書も該当します。
社会保険料の領収証書	所得税法第74条第2項に規定する社会保険料の領収証書が該当します。
国税・地方税の領収書・納税証明書	所得税・住民税等の領収証書又は納税証明書が該当します。
官公庁 外国政府・国際機関 発行書類	備考2[B]参照

備考4 「本人確認書類」及び「現住居を確認した補充書類」並びにハイリスク取引の場合の「追加で行う本人特定事項の確認」及び「資産・収入の状況に係る確認」の欄には、確認に用いた書類の「名称」（し点を記入した例示で書類が特定される場合は不要）、「発行者」、「記号番号」を所定の欄に記入してください。

備考5 「確認方法」欄の「対面取引」における原本提示を受けた「時刻」は、その原本の写しを確認記録に添付する場合には記入不要です。

備考6 「非対面取引」として行う場合には、必ず本人確認書類又はその写しを確認記録に添付してください。

備考7 電子署名法、公的個人認証法の規定により電子証明が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法等により本人特定事項の確認を行ったときは、当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足る電磁的記録を、確認記録の添付資料とする必要があります。

[ハイリスク取引]

備考8 「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」の欄は、なりすまし又は偽りが疑われる取引に際して取引時確認を行った場合に記入してください。

備考9 資産・収入の状況に係る欄は、200万円を超える財産移転の場合に記入してください。

備考10 「非対面取引」として行う場合には必ず、本人確認書類又はその写しを確認記録に添付してください。

* 従前の「本人確認記録」の様式に、「取引目的」・「事業の内容」・「実質的支配者」を追加して、使用することも出来ます。

犯罪収益移転防止法 第6条の規定に基づく「確認記録」(参考様式)

保存期間 7年 **法人用**

取引時確認を行った取引の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 売買	No.		取引時確認を行った者		確認記録を作成した者	
----------------	--	-----	--	------------	--	------------	--

* 下表については、項目の選択で複数に該当する場合、該当する全ての にレ点を記入して下さい。

1. 顧客(法人)の確認

本人特定事項	(フリガナ) 商号・名称				所在地		
本人確認書類	登記事項証明書	官公庁発行書類			その他		
	印鑑登録証明書	外国政府・国際機関発行書類					
	(名称)	(発行者)			(記号番号)		
	現在の所在地を 確認した補充書類 等 1	本人確認書類	国税・地方税の領収書・納税証明書			その他	
	公共料金の領収書	官公庁発行書類			1 本人確認書類に記載のある所在地と現在の所在地 が異なる場合の確認		
	社会保険料の領収証書	外国政府・国際機関発行書類					
	(名称)	(発行者)			(記号番号)		
営業所の場所を 確認した補充書類 等 2	本人確認書類	国税・地方税の領収書・納税証明書			その他		
	公共料金の領収書	官公庁発行書類			2 本人確認書類に記載された本店等以外の営業所等 に取引関係文書を送付する場合の確認		
	社会保険料の領収証書	外国政府・国際機関発行書類					
	(名称)	(発行者)			(記号番号)		
	(営業所名称)	(営業所の所在地)					
取引目的	買主	自社/店舗用	社宅用	転売用	その他()	申告を受けた日付 (確認を行った日付) 年 月 日	
	売主	買い替え用	換金	資産売却	その他()		
事業の内容	不動産業	建設業	製造業	サービス業	運輸業	卸売/小売業	
	金融/保険業	その他()					
	確認を行った日付 年 月 日						
事業内容を 確認した書類	定款	登記事項証明書	法令に基づき法人が作成した書類			官公庁発行書類	その他
	(名称)	(発行者)			(記号番号)		
実質的支配者	(フリガナ) 氏名・名称	住居			申告を受けた日付 (確認を行った日付)		
	有 無	生年月日	昭和・平成 西暦	年 月 日生	(確認した方法)		
確認方法	対面取引	原本の提示を受けた日付/時刻 年 月 日 時 分			本人確認書類(写し)の添付	取引関係文書交付方法/日付	
	非対面取引	原本又は写しの送付を受けた日付 年 月 日			有 無	送付 直接交付 年 月 日	

2. 代表者 取引担当者 代理人の確認

該当する にレ点を記入してください。

本人特定事項	(フリガナ) 氏名				住居	
	生年月日	昭和・平成 西暦	年 月 日生			
本人確認書類	顧客との関係	顧客のために取引の任に 当たっていると認められた理由				
		委任状	身分証明書・社員証	登記事項証明書	TELでの確認	その他()
	[A]	運転免許証/運転経歴証明書	在留カード/特別永住者証明書			[B]
		健康保険証/国民年金手帳	印鑑登録証明書			取引関係文書を転送不要郵便等で送付
	住民基本台帳カード	官公庁発行書類(写真有)			住民票の写し又は記載事項証明書	
	(氏名、住居、生年月日の記載があるもの)	外国政府・国際機関発行書類(写真有)			戸籍謄本 又は 抄本	
	パスポート/乗員手帳	その他			官公庁発行書類(写真無)	
	(名称)	(発行者)			外国政府・国際機関発行書類(写真無)	
	(記号番号)					
現住居を確認した 補充書類 本人確認書類に 現在の住居の記載 がない場合	本人確認書類	国税・地方税の領収書・納税証明書			その他	
	公共料金の領収書	官公庁発行書類				
	社会保険料の領収証書	外国政府・国際機関発行書類				
	(名称)	(発行者)			(記号番号)	
確認方法	対面取引	原本の提示を受けた日付/時刻 年 月 日 時 分			本人確認書類(写し)の添付	[B]の場合の取引関係文書交付方法/日付
	非対面取引	原本又は写しの送付を受けた日付 年 月 日			有 無	送付 直接交付 年 月 日

今回行う取引が「ハイリスク取引」に該当する場合、前頁の確認に加え、下表に掲げる内容の確認も必要になります。

- * ハイリスク取引とは.....犯罪収益移転防止法では、以下の から のいずれかに該当する取引を「ハイリスク取引」として指定しています。
取引の相手方が、その取引の基となる継続的な契約の締結に際して行われた取引時確認に係る顧客又はその代表者等になりすましている疑いがある場合の取引
- その取引の基となる継続的な契約の締結に際して行われた取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客又は代表者等との取引
- マネー・ローンダリング対策が十分ではないと認められる特定国等(イラン及び北朝鮮)に居住し、又は所在する顧客との取引
- * 、 に該当する取引とは、宅地建物の売買では、所有権の移転登記を受けようとする者が買主になりすましている疑いのある場合等が考えられます。
- * 、 に該当する場合、関連取引時確認に用いた書類とは異なる本人確認書類及び補完書類で確認する必要があります。

取引時確認を行った取引の種類	No.	取引時確認を行った者	確認記録を作成した者
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項			

3 - 1. ハイリスク取引の場合の確認 (顧客(法人)の確認)

追加で行う本人特定事項の確認	確認書類	(名称)	
		(発行者)	(記号番号)
	確認した日付	(対面取引の場合) 原本の提示を受けた日付	年 月 日
		(非対面取引の場合) 原本又は写しの送付を受けた日付	年 月 日
現住居を確認した補完書類 本人確認書類に現在の住居の記載がない場合	確認書類	(名称)	
		(発行者)	(記号番号)
	確認した日付	(対面取引の場合) 原本の提示を受けた日付	年 月 日
		(非対面取引の場合) 原本又は写しの送付を受けた日付	年 月 日
実質的支配者の有無の確認	確認書類	(名称)	
		(発行者)	(記号番号)
	確認した日付	(対面取引の場合) 原本の提示を受けた日付	年 月 日
		(非対面取引の場合) 原本又は写しの送付を受けた日付	年 月 日
実質的支配者の本人特定事項を確認した書類	確認書類	(名称)	
		(発行者)	(記号番号)
確認した方法		(確認日付)	年 月 日
現住居を確認した補完書類 本人確認書類に現在の住居の記載がない場合	確認書類	(名称)	
		(発行者)	(記号番号)
	確認した日付	(対面取引の場合) 原本の提示を受けた日付	年 月 日
		(非対面取引の場合) 原本又は写しの送付を受けた日付	年 月 日
資産・収入の状況に係る確認	確認書類	(名称)	
		(発行者)	(記号番号)
確認した方法		(確認日付)	年 月 日

3 - 2. ハイリスク取引の場合の確認 (代表者 取引担当者 代理人の確認)

該当する にし点を記入してください。

追加で行う本人特定事項の確認	確認書類	(名称)	
		(発行者)	(記号番号)
	確認した日付	(対面取引の場合) 原本の提示を受けた日付	年 月 日
		(非対面取引の場合) 原本又は写しの送付を受けた日付	年 月 日
現住居を確認した補完書類 本人確認書類に現在の住居の記載がない場合	確認書類	(名称)	
		(発行者)	(記号番号)
	確認した日付	(対面取引の場合) 原本の提示を受けた日付	年 月 日
		(非対面取引の場合) 原本又は写しの送付を受けた日付	年 月 日

(参考)

取引記録(犯罪収益移転防止法第7条、同法施行規則第21条)

確認記録のNo.	
取引の年月日	年 月 日
取引の種類(取引形態)	
取引に係る財産の価額	
財産の移転元又は移転先の名義	

* 犯罪収益移転防止法第7条に基づく取引記録の記載事項は、宅地建物取引業法第49条に基づく帳簿(いわゆる取引台帳)の記載事項で網羅されていると考えられますが、両者の記載事項には若干の差異がありますので、記載漏れのないよう十分にご注意願います。

備考1 顧客(法人)が国・地方公共団体・上場企業等である場合には、取引担当者又は代理人個人の本人特定事項の確認のみを行います。名称・所在地の記載は必要です。
添付資料又は本人確認書類の写しを確認記録に添付する場合、当該書類に記載がある事項については確認記録への記載を省略できます。

備考2 「本人確認書類」、「現在の所在地を確認した補完書類等」、「営業所の場所を確認した補完書類等」及び取引担当者・代理人に関する「本人確認書類」、「現住居を確認した補完書類」並びにハイリスク取引の場合の全ての欄には、確認に用いた書類の「名称」(レ点を記入した例示で書類が特定される場合は不要)・「発行者」・「記号番号」を所定の欄に記入してください。

備考3 「本人確認書類」の欄は、以下を参考に、該当する項目の にレ点を記入してください。

登記事項証明書	当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所管する行政機関の長が当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証した書類に限りします。
印鑑登録証明書	当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限りします。
官公庁発行書類	官公庁から発行され、又は発給された書類、その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限りします。(例：宅地建物取引業者免許証 など)
外国政府・国際機関発行書類	日本政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類、その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限りします。

備考4 「現在の所在地を確認した補完書類等」及び「営業所の場所を確認した補完書類等」の欄は、個人用:備考3を参考に、該当する項目の にレ点を記入してください。

備考5 「事業内容を確認した書類」のうち「法令に基づき法人が作成した書類」とは、法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるものです。(例：有価証券報告書、事業報告書など)
会社のパンフレットやウェブサイトにある事業概要は、これに該当しません。

備考6 「実質的支配者」とは、25%を越える議決権を有する者等、会社の事業経営を実質的に支配することが可能な者です。顧客の代表者等からの申告により確認してください。ハイリスク取引に該当しない場合、書類確認は不要です。また、上場会社については、確認不要です。

備考7 「確認方法」欄の「対面取引」欄における原本提示を受けた「時刻」は、その原本の写しを確認記録に添付する場合には記入不要です。

備考8 「非対面取引」として行う場合には、必ず本人確認書類又はその写しを確認記録に添付してください。

備考9 電子署名法、公的個人認証法の規定により電子証明が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法等により本人特定事項の確認を行ったときは、当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足る電磁的記録を、確認記録の添付資料とする必要があります。

備考10 現に特定取引の任に当たっている自然人について、法人の代表者若しくは取引担当者又は代理人のうち該当する にレ点を記入してください。

備考11 法人の代表者若しくは取引担当者又は代理人の「本人確認書類」の欄は、個人用:備考2を参考に、該当する項目の にレ点を記入してください。

[ハイリスク取引]

備考12 「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」の欄は、なりすまし又は偽りが疑われる取引に際して取引時確認を行った場合に記入してください。

備考13 資産・収入の状況に係る欄は、200万円を超える財産移転の場合に記入してください。

備考14 現に特定取引の任に当たっている自然人について、法人の代表者若しくは取引担当者又は代理人のうち該当する にレ点を記入してください。

備考15 「非対面取引」として行う場合には必ず、本人確認書類又はその写しを確認記録に添付してください。